

令和8年9月1日

大和郡山市排水設備等指定工事店 各位
排水設備等事業者 各位

大和郡山市 都市建設部 下水道推進課

排水設備等の新設等の工事について（注意喚起）

法令により排水設備又は排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等の工事（以下「工事」という。）を行う場合は、大和郡山市排水設備等指定工事店（以下「指定工事店」という。）の指定を受け、市に対して必要な申請手続きを行った上で、工事を行わなければなりません。

しかし、一部の指定工事店においては、申請手続きを行わずに工事を行う違反行為が散見されています。また、指定工事店の指定を受けずに排水設備等の工事を行う事案も多発しています。

つきましては、排水設備等の工事を行う場合は、下水道法、大和郡山市下水道条例、大和郡山市下水道条例施行規則及び大和郡山市排水設備等指定工事店に関する規則を遵守し、適正に工事を行っていただくようお願いします。

今後、違反行為等が発見された場合は、文書による注意、指定の効力の停止又は指定工事店の指定の取消しの措置を行う場合があります。

記

1 排水設備等の工事に係る法令

- (1) 下水道法
- (2) 大和郡山市下水道条例
- (3) 大和郡山市下水道条例施行規則
- (4) 大和郡山市排水設備等指定工事店に関する規則

2 指定工事店の義務（大和郡山市排水設備等指定工事店に関する規則第10条）

- (1) 大和郡山市排水設備等指定工事店に関する規則第5条の規定により交付を受けた指定工事店証書は、営業所において、公衆の見やすい箇所に表示すること。
- (2) 工事又は修繕の申込みを受けたときは、正当な理由のない限り拒んではならない。
- (3) 工事は誠実かつ迅速に施行し、完了後は直ちに届け出て責任技術者立合いの

上、市長の検査を受けなければならない。

- (4) 前号の検査の結果、不完全と認められたときは、市長の指定する期間内に改修すること。
- (5) 検査に合格後1年以内に生じた故障については、無償で修繕すること。ただし、その故障が指定工事店の責任でないと認められた場合は、この限りでない。
- (6) 違反工事の摘発に協力すること。
- (7) 不当に高額な報酬を要求し、又は受けないこと。
- (8) 災害時における復旧工事やその他市長の要求があるときは、いつでも協力すること。
- (9) 指定工事店の名義を貸与しないこと。
- (10) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 指定工事店の違反行為等に対する処分事案

(1) 令和8年度における処分事案

令和8年8月現在

事案	処分時期	違反内容	処分内容
1 例目	令和8年4月	無確認工事	違反点数10点
2 例目	令和8年5月	工事完了届の提出遅延	違反点数10点 累積により30日の 指定の効力の停止
3 例目	令和8年6月	指定工事店の指定を受けずに排水 設備等の工事を行った	過料
4 例目	令和8年7月	無承認工事	30日の指定の効力 の停止
5 例目	令和8年7月	指定工事店の指定を受けずに排水 設備等の工事を行った	過料
6 例目	令和8年8月	指定工事店の指定を受けずに排水 設備等の工事を行った	過料

(2) 過去の処分件数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数	3件	0件	1件	0件	0件	6件

4 指定工事店の違反行為等に対する処分内容

(1) 違反行為等に該当したときは、別表第1に定める違反点数を付加する。

別表第1

違反行為等	違反点数
1 無確認工事・無承認工事	
(1) 無確認工事	1件につき、10点
(2) 無承認工事	1件につき、20点
2 規則第11条第2項第1号（規則第10条に規定する義務に違反したとき）	
(1) 工事・修繕を正当理由なく拒否	1件につき、10点
(2) 工事完了届提出遅延	1件につき、10点
(3) 指定期間内で改修等しない場合	1件につき、10点
(4) 責任技術者の立ち会いがない場合	1件につき、10点
(5) 瑕疵について無償修理しないとき	1件につき、10点
(6) 上記以外で、下水道に関する法令、条例及び規則に違反したとき	市長が定める点数
3 規則第11条第2項第2号（業務に関し、不誠実な行為がある等、市長が指定工事店として不適当と認めたとき）	
(1) 指定工事店の指定の効力停止期間中に本表の違反行為をした場合	1件につき、100点
(2) 施工時に安全管理を怠り、公衆又は工事関係者を死亡又は負傷させたとき	市長が定める点数
(3) 各種提出書類に虚偽の内容を記載したとき	1件につき、10点
(4) 上記以外で市長が指定工事店として不適当な行為と認めたとき	市長が定める点数

備考 同時に2以上の違反行為が確認されたときは、それぞれの違反工事に応じた違反点数を合計した点数を違反点数として付加する。

(2) 違反点数の合計が別表第2に定める処分基準点数に達したときは、処分の内容を決定する。

別表第2

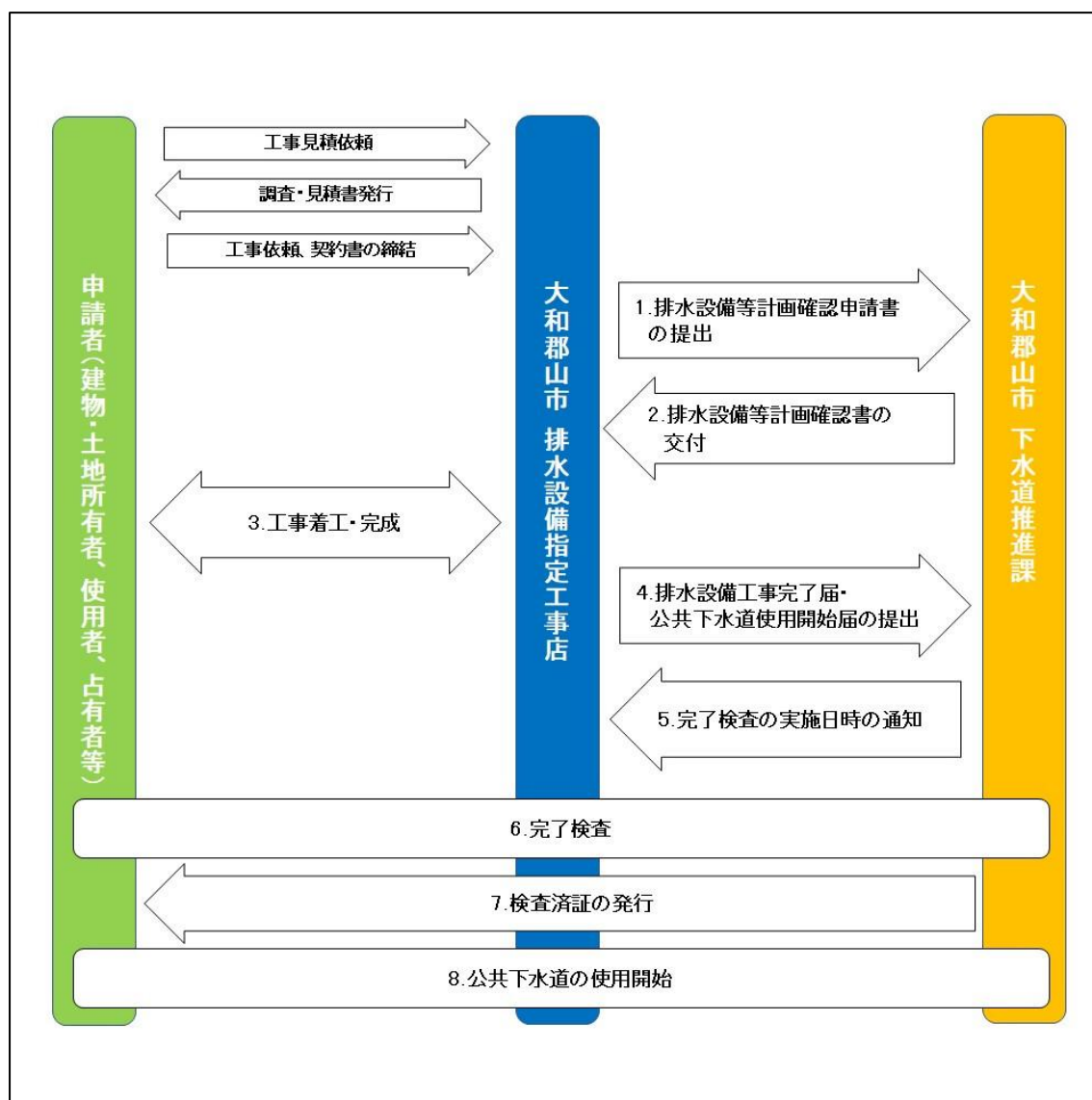
処分基準点数（違反点数の合計）	処分の内容
20点未満	文書による注意
20点以上40点未満	30日の指定工事店の指定の効力停止
40点以上60点未満	60日の指定工事店の指定の効力停止
60点以上80点未満	90日の指定工事店の指定の効力停止
80点以上100点未満	180日の指定工事店の指定の効力停止
100点以上	指定工事店の指定取消

備考 指定工事店の指定の効力停止とは、次に掲げる行為ができないことをいう。

- ① 排水設備工事を受注する目的で行う営業行為
- ② 排水設備等計画確認申請に必要な書類作成と手続きの代行

- 5 指定工事店の指定を受けずに行った違反行為等に対する処分内容
大和郡山市下水道条例第39条により50,000円以下の過料とする。

6 申請手続きフロー図



以上

〒639-1005

大和郡山市植槻町 6 番 10 号

大和郡山市 都市建設部 下水道推進課

電話 0743-58-5600 / ファックス 0743-52-0096